

鹿児島大学工学部同窓会会則

(名称)

第 1 条 本会は鹿児島大学工学部同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と母校の発展をはかり、主として科学技術を通じて社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、会員名簿の発行
- 2、会報の発行
- 3、工学部助成
- 4、その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 本会は次の会員で組織する。

- 1、正 会 員：鹿児島県立工業専門学校、鹿児島県立大学工学部および鹿児島大学工学部卒業生および在學生、ならびに同専攻科および同大学院工学研究科および理工学研究科（工学系）修了生および在學生、理工学研究科（工学専攻）修了生および在學生
- 2、特別会員：鹿児島大学工学部教官・教員、ならびに鹿児島県立工業専門学校、鹿児島県立大学工学部および鹿児島大学工学部の教官・教員であったもの、その他評議会で承認されたもの
- 3、名誉会員：総会の決議により推薦されたもの
- 4、栄誉会員：本会に対して特別の貢献のあった正会員で、総会の決議により推薦されたもの

第 5 条 本会は本部を鹿児島大学工学部内におく。

第 6 条 本会に学科別会員をもって組織された各部会をおく。部会の組織については細則にこれを定める。

(役員)

第 7 条 本会には次の役員をおく。

本部役員として会長 1 名、副会長 5 名、顧問 1 名、評議員 各部会毎に 10 名以内、幹事 3 名、監事 2 名をおく。評議会が必要と認めた場合、名誉役員として名誉顧問を若干名おくことができる。

第 8 条 本部役員および名誉役員の任期は 3 年とする。ただし会長は 2 期までとし、その他の役員は再任をさまたげない。

第 9 条 顧問は工学部長とし、評議員は各部会より推薦する。会長、副会長、幹事、監事は評議会において選出する。名誉顧問は評議会において推薦する。

(運営)

第 10 条 会長は本会を代表し会務を総理し、評議会の議長となりその決議を執行する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。本部役員は評議会を構成し会務を審議する。幹事は会務を処理する。監事は会務全般の監査を行う。名誉顧問は評議会の諮問に応じ、会務の執行に対して意見を述べ

ることができる。

第 1 1 条 会長は 3 年毎に総会を開き会務を報告する。ただし収支決算は毎年各部会に報告する。

(会計)

第 1 2 条 会員は終身会費を納付しなければならない。ただし、特別会員および名誉会員はこの限りではない。

第 1 3 条 本会の運営に必要な経費は終身会費および雑収入をもってこれに充てる。

第 1 4 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(会則変更)

第 1 5 条 本会の会則の変更は評議員総数の 2/3 以上の賛成を得た議案に対し、総会に諮ってこれを改正する。

(附則)

本会則は平成 1 8 年 3 月 1 8 日より施行する。

細則

(事業)

第 1 条 会員名簿の発行は 5 年ごととし、会報は原則として年 1 回発行する。会報は、卒業生に関しては会費納入者のみに配布する。

(役員)

第 2 条 幹事は庶務、会計および編集等を分担する。

(部会)

第 3 条 部会は会員の希望により 2 学科以上をもって部会を組織することもできる。

第 4 条 部会は本会則の趣旨に沿ってそれぞれの会則を定めて運営し、その状況を適宜会長に報告する。

第 5 条 部会は必要に応じて各地区に部会支部をおく。ただし、支部会員の希望により部会支部は合同して同窓会支部を組織することができる。

(会計)

第 6 条 終身会費は入学時に 2 0, 0 0 0 円とする。

第 7 条 会費の一部は入学定員により各部会に按分され、部会独自の事業を行う。

昭和 2 9 年 3 月 1 日制定 (鹿児島工学会)

昭和 3 3 年 3 月 5 日改正 (鹿児島大学工学部同窓会規約)

昭和 4 1 年 8 月 2 8 日改正 (鹿児島大学工学部同窓会会則)

昭和 4 8 年 9 月 1 日改正

平成 9 年 2 月 2 1 日改正

平成 1 8 年 3 月 1 8 日改正

平成 2 7 年 3 月 7 日改正

平成 2 9 年 8 月 1 8 日改正

平成 3 0 年 8 月 1 7 日改正

令和 2 年 8 月 2 8 日改正